

社会資本整備審議会建築分科会 第22回官公庁施設部会

平成28年11月25日

【国土交通省】 社会資本整備審議会建築分科会第22回官公庁施設部会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。私、事務局を務めております〇〇でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

官公庁施設部会の定足数は3分の1以上となっておりますので、本日、定足数を満たし、当部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、本日のご出席の委員及び職員の紹介につきましては、今回も恐縮でございますが、お手元の座席表及び委員名簿にかえさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、資料の確認をいたします。お手元の配付資料一覧をご覧いただきまして、資料のご確認をお願いいたします。欠落等ございましたら、途中でも結構ですので、事務局におっしゃっていただければと思ひます。

本日の議事録につきましては、委員の皆様方にご確認いただいた後に発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただきます。

ただいまから議事に入りますので、報道関係の方の撮影は以上で終了とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、以後の議事進行は部会長にお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【部会長】 それでは、議事次第2の官公庁施設整備における発注者のあり方について、議事を進めたいと思ひます。前回、10月14日の当部会では、発注者が役割を適切に果たすための方策（案）及び答申骨子（素案）についてご意見をいただきました。本日の部会ではさらに一歩進めて、官公庁施設設備における発注者のあり方（素案）について議論していきたいと思ひます。

それでは、この点についての参考資料もあわせて事務局の方から説明をお願いします。

【国土交通省】 〇〇です。よろしくお願ひします。資料2をご覧ください。目次を用いまして、前回部会でご審議をいただいた骨子から整理し直した点について説明いたしま

す。Ⅰ．～Ⅴ．の章立てについては骨子と変わっておりませんが、Ⅱ章の２．公共建築工事における発注者の役割について再整理を行っております。骨子では、発注者の役割が調査企画から設計工事の段階ごとにたくさん書かれていて、発注者がこれを見て非常に多くの役割があるという印象を受けるのではないかなどのご意見もいただいたことを踏まえまして、答申素案では、（１）計画立案等に関する事業部局との連携、（２）工事の発注と実施、（３）工事の発注と実施に関する説明責任、このような観点に整理をし、幹となる内容を中心に記載することといたしまして、答申の解説を別に作成し、その運用や手段などについては解説に記載してはどうかと考えております。その解説の作成については、Ⅳ章の、当面実施すべき施策に記載しておりますので、その点についても本日も審議をお願いいたします。

また、Ⅲ章の２．発注者がその役割を適切に果たすための方策について、（１）～（４）のように構成を整理し、Ⅳ章の当面実施すべき施策については、それに対応したものとしております。さらに、答申を広く周知し、理解の促進を図る観点から、建築の専門でない方にも読んでいただけるように、できるだけ平易な言葉を用いております。

それでは、答申素案の本文について説明いたします。１枚めくっていただき、１ページをご覧ください。

前回の部会のご意見を踏まえまして、「はじめに」の冒頭に、公共建築に期待されることなどを記載しております。「公共建築は、国や地方公共団体によって、行政サービスの提供や防災拠点機能等の場として整備される。一つ一つの公共建築には、そのような場として国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質が確保されるとともに、バリアフリー化や環境負荷低減等の様々な国等の政策を反映すること、また、民間建築にも参照されることなどから、先導的な役割を果たすことが期待されている。さらに、良好なストックとして機能し続けるよう、適切に品質の維持・向上等が図られることも期待されている。」としております。

１８行目から、品確法等の改正への対応経緯、２７行目から、基礎ぐい工事問題への対応経緯、これらについては、骨子と同様の内容となっております。

２ページをご覧ください。公共建築工事の現状と課題でございます。２行目から、建築物は諸条件に個性が強く、求められるものも多様であること、公共建築については、多様な関係者から求められるもの、様々な政策を反映してきたことなど、９行目までこれまでの取り組みの経緯を記載し、１０行目以降に課題を記載しています。「しかしながら、一

部の発注者においては、品確法等の運用が適切に行われないなど、発注者の役割を適切に果たすことが困難となっている状況も見受けられる。

その要因としては、公共建築工事の発注者の置かれた状況が、体制、職員の配置状況や業務経験等を含めて多様であるとともに、改修や用途変更工事の増加、新たな政策の反映、他の発注者との合築整備や多様な事業手法の検討の要請等、公共建築工事に関する発注者の業務内容が変化する一方で、これまで、公共建築工事の発注者が果たすべき役割について十分に整理されておらず、発注者が自らの役割について適切に理解することが困難であることが考えられる。」としております。

本答申の考え方について21行目に、「以上に述べた、品確法等の改正や基礎ぐい工事問題への対応経緯、公共建築工事の現状と課題を踏まえ」たことを記載しています。

27行目以降は、諮問では「官公庁施設整備」としている用語を、答申では「公共建築工事」という用語に置きかえて記述している理由を記載しております。

3ページをご覧ください。公共建築工事について、民間建築工事や公共土木工事と対比して整理した5点の特徴は、骨子と同様でございます。その中で、求められることの記載内容について、主に(1)と(2)を見直しております。14行目の後半から、それぞれの事業は国民生活に寄与するものであるとし、そのため発注者には、①国民からの求めに応じた過不足のない公共建築としての適切な品質の確保、②国等の政策の反映、③透明性、公平性のある発注、④発注と実施に関して国民に対する説明責任を果たすことが求められることとしており、2つ目のポツ、予算措置の際に、大枠の条件が決まることが多いことから、それが適切なものとなるように務めることが求められるとしております。

なお、25行目に注釈として、国民は、地方公共団体においては住民であること、納税者の立場と施設利用者の立場があることについて、ご意見を踏まえて追加をしております。

28行目の(2)につきましては、事業部局との役割分担、事業部局との連携の観点を記載しております。30行目から、事業部局は、公共建築工事の計画立案と予算措置を行い、発注部局は、事業部局からの委任に基づき当該公共建築工事の発注等を行い、それぞれが自ら行うことに対する責任を負う。そのため、発注者には、①公共建築工事の計画立案の段階から事業部局との連携を密にすること、②事業部局から建築物に求められる諸条件を把握の上、品質、工期、コストが適切なものとなるように調整し、公共建築工事に反映することが求められるとしております。

下の注釈に、4ページにかけて、発注部局と事業部局とを兼ねる場合も、それぞれ別人

格として整理することや、事業部局に施設管理者が含まれるものとして整理することを記載しております。

4ページの(3)～(5)につきましては、骨子と同様の内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

同じく4ページ27行目からの2. 公共建築工事における発注者の役割につきまして、目次で説明いたしましたように、上記の1.等を踏まえ、発注者の役割を①～③の3点に再整理しております。30行目のなお書き、「必要に応じて、発注者支援を受けることが求められる」については、ご意見を踏まえて、この①～③を見た時点で自分たちには難しいと受けとるかもしれない発注者に向けて、発注者支援の活用について記載したものでございます。

次の5ページ10行目に記載しておりますように、これら①～③と12行目以降の(1)～(3)までが、それぞれ対応しており、これ以降に発注者の役割を具体的に示しております。

(1) 計画立案等に関する事業部局との連携でございますが、16行目から、当該計画や予算措置の内容は、発注者が取りまとめる公共建築工事に関する発注条件の基礎となるものである。そのため、発注者は、計画立案や予算措置に関して技術的な助言を必要に応じて行うなど事業部局と十分に連携する必要があるとしております。

21行目に技術的な助言の具体例を示しておりますが、これは前回の骨子で調査企画段階の役割として記載していたものに、メンテナンス性の考慮などを追加したものとなっております。

(2) 公共建築工事の発注と実施につきましては、1)と2)の2つに分けて整理しております。

まず、1) 諸条件の把握と発注条件の取りまとめでございますが、諸条件の把握では、33行目の後半から、事業部局からの諸条件、多様な関係者からの諸条件、国等の政策、公共建築工事に影響する現場の状況を把握・整理する必要があるとしております。

6ページをお願いいたします。事前調査につきましては、前回部会でいただいたご意見を踏まえまして、1行目の、敷地に係る事前調査の実施と、6行目に改修工事、これを書き分けております。

発注条件の取りまとめについて、冒頭に発注条件の重要性を記載しております。読み上げますと、発注者は、設計者、施工者等との契約において、発注条件を決定する権限を有

しており、同時に決定に係る責任を負う。一方で、設計者、施工者等は、発注条件に示された範囲に関して、契約書に基づき、発注者に対する責任を負う。

設計図書は、設計者としての善良な管理者の注意義務により作成されるが、その前提となるものは、設計業務の発注条件として発注者から示された事項（発注条件の内容について発注者から設計者に具体的に伝えられたものを含む。）である。つまり、設計業務の発注条件に示されていない事項は、基本的に設計図書に反映されない。一方で、工事は設計図書のとおりに行うことが義務づけられているため、設計図書に反映されていない事項は工事にも反映されない。

発注者は、以上のことを認識した上で、必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件をとりまとめる必要があるとしております。

次に、諸条件の調整と発注条件への反映といたしまして、36行目から、発注条件について、事業部局が作成した公共建築工事の計画及び予算措置の内容に整合したものとする必要があること。把握した諸条件の内容が、計画及び予算措置の内容を上回る場合や、諸条件に相反や矛盾が見られる場合には、事業部局と協議を行い、諸条件を取捨選択したり優先順位をつけたりするなど調整を行うこと、7ページの3行目でございますが、発注条件は、相互矛盾がなく可能な限り客観的で明確なもの（可能なものは数値化する）とする必要があること。

なお、発注条件のうち品質に関するものについては、国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質が確保されるとともに、その品質が将来にわたって維持されるよう、メンテナンス性にも配慮したものとする必要があるとしております。

さらに、発注条件の変更による悪影響への留意として、特に工事の段階における発注条件の変更は、可能な限りそのような事態が生じないように、事業部局等との調整や事前調査を十分に行い、自らの経験も踏まえた改善を図りながら発注条件を適切なものとしておく必要があるとしております。

これは、経験の少ない発注者に、最初から完璧な発注条件の作成を求めるのは厳しいのではないかというご意見を踏まえた記載としております。

続きまして、2) 設計業務、工事等の発注と実施でございます。前回の部会でお示した骨子では、この部分が数ページにわたっておりましたが、幹となる内容に整理をしております。

7ページ21行目の設計業務、工事等の発注では、透明性・公平性を確保した上で、最

も適した設計者、施工者等を選定する必要があること、設計業務、工事監理業務、工事の発注に当たって、それぞれの業務や工事の内容に応じた予定価格を適正に設定する必要があること。

30行目の設計意図伝達業務、工事監理業務の発注では、工事の段階で行うこれらの業務を適切に発注する必要があること、36行目の設計業務、工事等の実施では、37行目に前回部会でのご意見を踏まえ、発注者は、設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話を十分に行う必要があること、このようなことについて記載をしております。

8ページをお願いいたします。5行目の追加調査等の実施として、必要と認めるときは、追加の調査や試験等を実施すること、11行目に改修工事等の実施として、事前調査ののところと同様に、工事の実施の部分でも、改修工事について書き分けております。これらの新築、追加調査、試験、改修、それぞれにおいて契約変更を適切に行う必要があることを、2行目の後半部分、8行目の後半部分、16行目にそれぞれ記載しております。

18行目、事業部局への引き渡しでは、引き渡しの際に、災害時も含めた使い方や維持管理・運営に必要な情報、完成図等の保管について伝達する必要があるとしております。

(3) 公共建築工事の発注と実施に関する説明責任の履行については、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関して、国民に対する説明責任を果たす必要があるという、自ら行ったことに対する説明責任に加え、公共建築工事の計画や予算措置に関して、事業部局が国民に対する説明責任を果たすに当たって、技術的な助言を必要に応じて行うなど、事業部局と十分に連携する必要があるという、事業部局との連携の観点を骨子から追加しております。

(4) 品確法等との関係については、骨子から変更ありませんが、答申を受けて作成する解説に、必要事項を記載することを想定しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。発注者がその役割を適切に果たすための方策でございます。公共建築工事の発注者は、それぞれの置かれた状況が多様であり、業務内容も変化しており、それらに応じた適切な方策を講ずることが求められるとしております。

1. 多様な発注者の状況を踏まえた、2. の方策が(1)～(4)までございます。9行目から16行目までは、第I章の「はじめに」にも同様の内容を記載しておりますので割愛いたしますが、17行目から、発注者の体制等や業務内容は、今後とも社会情勢に応じて変化していくものと考えられ、発注者はその変化に対応することが必要となるとし、

一部の発注者においては、発注者の役割を適切に果たすことが困難となっている状況も見受けられ、その要因として、これまで公共建築工事の発注者が果たすべき役割について十分に整理されておらず、発注者が自らの役割について適切に理解することが困難であること、発注者支援を受ければ対応できるにもかかわらず、それをしないことで設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話が十分に行われていないこと等が考えられるとしております。

28行目から、上記1.の状況を踏まえ、公共建築工事の発注者は、以下の方策を講ずることが望ましい。国土交通省においては、自ら発注者としてこれらの方策を講ずるとともに、他の発注者等と協力・連携し、これらの環境の整備にも努める必要があるとしております。

方策の(1)発注者の役割の理解の推進では、発注者は、本答申で示した発注者の役割について自覚するとともに、その役割について、それぞれの機関の事業部局においても十分に理解されるようにすること。

10ページでございます。(2)技術基準等の整備・活用と人材育成の推進では、発注者は、公共建築工事に関する発注者の業務内容の変化への対応等を考慮した適切な業務遂行が効率的になされるように、技術基準等の整備・活用を推進すること。また、業務遂行能力を高めるために、研修等による人材育成を推進すること。

(3)個別の公共建築工事の適切な発注と実施等のための外部機関の活用等の推進では、発注者は、必要に応じて、事業部局との連携、公共建築工事の発注と実施に関する発注者支援を受けるため、民間企業も含む外部機関や広域的な連携の仕組みを活用すること。なおご意見を踏まえて、外部機関を活用する場合においても、その責任は発注者が負うことに留意することと追記しております。

(4)発注者間の協力や連携の推進等では、上記を効果的・効率的に進めるために、発注者は相互に協力や連携を推進すること。また、発注者は、公共建築工事の発注と実施に関する実態や課題を共有化するために、透明性・公平性の確保に留意しつつ、設計者、施工者等の団体等との意見交換を継続的に行うこととしております。

これら(1)～(4)の方策に対応して、次のページの当面実施すべき施策を示しております。11ページをお願いします。当面実施すべき施策において、上記Ⅲ.の考え方を踏まえて国土交通省が進める施策を示しております。

(1)として、国土交通省はそれぞれの発注者が役割を自覚するとともに、事業部局に

においても十分に理解されるよう、発注者に対して十分な周知を図ること。

そのために、本答申で示した発注者の役割に関する解説を作成するとしております。なお、この発注者の役割に関する解説につきましては、現時点で想定している構成等について、後ほど参考資料にて説明いたします。

(2) につきましては、発注者の業務内容の変化への対応等を考慮した適切な業務遂行が効率的になされるように、1)～3)の取組を行うこととしており、1)の技術基準等の整備・活用の促進として、技術基準等について総点検を行い、必要に応じて改定を行うこと、また技術基準等に関する概要や、よくある質問等を作成し、情報提供を行うこと。

2)の人材育成の促進として、研修等の情報について、市町村の職員も参加可能なものも含めて取りまとめ、情報提供を行うこと。

3)の発注者の業務内容に関する情報提供の推進として、①の工事の過程における留意事項、発注条件として示すべき項目、不適切と考えられる運用、先進的取組等の優良事例。

②の公共建築工事に関する新たな業務の内容やその具体事例、これらについて取りまとめ、情報提供を行うこと。

なお、この発注者に情報提供を行うもので現時点で想定しているものについて、後ほど参考資料にて説明いたします。

12ページをお願いいたします。(3)につきましては、1)の相談窓口の活用の促進と適切な対応として、相談窓口について、発注者に対して十分な周知を図ること。また、寄せられる相談に対して、本答申で示した発注者の役割を踏まえた適切な助言等の対応を行うこと。

2)外部機関の活用に関する環境の整備として、発注者の役割について、発注者への支援を行うと考えられる外部機関に対して情報提供を行うこと。また、それらの外部機関の発注者支援に関する情報を収集し、発注者に対して情報提供を行うこと。

(4)として、発注者間、設計者や施工者等の団体等の意見交換を継続的に行うこととしております。

13ページ、「おわりに」でございます。公共建築工事は今後も行われ続けるもので、品質は将来にわたって維持されなければならないこと。そのため、発注者の役割については、それぞれの発注者において、継承されていく必要があること。

一方で、発注者の体制、職員の配置状況や業務経験、公共建築に求められるもの、発注者の業務内容は、時代とともに変化していくこと。そのため、発注者がその役割を適切に

果たすための方策については、状況に応じて見直しを図っていく必要があること。それぞれの発注者には、方策として示した取り組みとそれらの状況に応じた見直しを継続的に行うことが求められること。

最後に、公共建築工事は、民間建築工事の規範として参照される場合があること。また、本答申で示した発注者の役割は、民間建築工事にも参考になると考えられること。

答申（素案）は、以上でございます。

別に、1枚ずつ添付しております、横向きの資料の、参考1の方をご覧ください。答申を受けて作成する解説の、構成と主な内容として考えているものでございます。（1）答申の本文に加えまして、（2）で答申に対応した事業部局との連携、公共建築工事の発注と実施などの解説、（3）参考資料、発注者の参考となる資料の概要版、参考事例、相談窓口など、このような構成を考えております。

解説については、答申を取りまとめた後、国土交通省において作成し、公共建築工事の発注者に周知をしたいと考えております。

続きまして、参考2をご覧ください。答申（素案）IV章の、当面実施すべき施策において、共有や情報提供をするものとして、現時点で想定しているものでございます。黒字が答申（素案）の内容、それに対応して想定しているものを赤字で記載しております。

例えば、真ん中の箱の3行目の、発注者の業務内容の関係では、留意事項として設計者選定方式の運用、発注条件の項目として、工事内容に応じた発注条件の設定項目、先進的取組として、合築やコンバージョンなどの事例、発注者の参考となる情報、このような内容を現在想定しております。

上の箱に記載しております解説も含めまして、これらの情報については、矢印の下に記載しているように、国土交通省のホームページにポータルサイトを開設し、参考事例や、新たに取りまとめた資料などを随時掲載するなど、改善を継続し、最新情報を発信していきたいと考えております。

長くお時間をいただき恐縮ですが、資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【部会長】 ありがとうございます。それでは、一つ一つ分けて審議したいと思います。全体の大枠のⅠ。「はじめに」からⅤ。「おわりに」までの章立て、目次については、前回の部会で特段ご異論がなかったと思いますので、各章ごとに検討を進めていきたいと思ひます。

まず、I.「はじめに」ですが、このI.について何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

【委員】 2ページの28行目、30行目に、「諮問」という言葉が出ております。その諮問を受けての答申ですけれども、28行目に「諮問で用いられた」、あるいは30行目に「諮問の」とありますが、いつの諮問で、どういう内容の諮問であったかということは、書かれていないと思います。そちらは特に明記をする必要はないのかどうかという点について、お教えいただければと存じます。

【部会長】 28行目と30行目に「諮問」という用語が使われているけれども、具体的な内容はなくていいのかというご質問です。「以下諮問という」と入れた方がよろしいと思います。

【国土交通省】 わかりました。

【委員】 1ページ目の「はじめに」のところで、12行目からですけれども、過不足ない品質が確保されるとともに、バリアフリー化や環境負荷低減などの国等の政策を反映して、先導的役割を果たすということが、初めに掲げられたのは大変すばらしいことかなと思います。海外などでも、先進的な環境建築の事例などは、図書館などの公共建築において非常に多いですので、こういう国等の政策を反映した、先進的な、先導的役割が明記されているのはすばらしいと思います。

ただし、ここ以降は具体的に先導的役割を果たすということを推進する施策がほとんど出てこなくなってしまって、1ページ目、2ページ目の中ではもう既にほとんど記載がなくなっており、品質の確保に関する記載が中心となっています。後半にも具体的には少なく、この先導的役割という話が出てくるのは、ほんとうに最後の、11ページ目の情報公開の話くらいになってしまっています。中間に、先導的役割といった大きな目標、あるいは、この先導的役割を具体化するようなプロセスというのをもう少し途中で具体的に入れられないかという印象を持ちました。

【国土交通省】 例えば、3ページの(1)「国等が主体的に行う事業であること」の②に「国等の政策を公共建築工事に反映する」とあり、ここで先導的なものにも対応しているということですのでございますけれども、もう少し具体的に何か記載した方がいいでしょうか。

【委員】 始めのところにはしか出てこないもので、もう少し途中にも明文化すべきと考えます。

【部会長】 これを1つのパートとしてどこかに記載するというよりは、先導的な役割

が、事務局の発言にあったように、3ページの(1)の②のところに入ったり、ほかにも関係するところがあるように思いますので、そうしたところにちりばめて入れていく方が、趣旨としては合うと思います。

この先導的役割が関係しそうなところは、事務局の方で、関係している箇所がわかるような記述にさせていただけるとありがたいと思います。

【国土交通省】 検討いたします。

【委員】 公共建築の先導的な役割について、「はじめに」の最初の段落で入れていただいてよかったですと思います。さらに前回の議論でも挙げた、リノベーション、コンバージョン、他施設との複合化等が近年増加傾向にあるという事項も、「はじめに」の最初の方に入れることも考えられます。

例えば、9ページの12行目から、発注者の業務内容について多様なパターンが出てきている、という内容がありますが、「はじめに」の最初の部分にあってもよい。

あるいは、2ページの24行目に、「発注者が、適切にその役割を果たし、それにより」というところがありますが、その前などに、「多様なパターンの事業も増えているため、発注者はますます適切にその役割を果たし」といった表現を入れてもつながるのではないかと考えます。

【国土交通省】 2ページの13行目の後段から、「改修や用途変更工事の増加」、「他の発注者との合築整備」といった内容を追加しております。

【委員】 1ページのI. はじめに15行目「さらに、良好なストックとして機能し続けるよう」というところが読めなくもないですが、今後も良好なストックとして機能し続けるというだけではなくて、例えばストックの有効活用、という用語が一言ここに入ると、後ろにつながると思います。文章的には、ストックが2回出てくるので工夫が必要ですが。

【国土交通省】 先ほどの〇〇先生のご指摘については、2ページの13行目、14行目以外にも、それに加えてどこか別のところにも記載するというのでしょうか。

【委員】 〇〇委員がおっしゃった今の指摘点も含めて、「はじめに」を補強するとよいと考えます。

【国土交通省】 はい。

【部会長】 要は「はじめに」の最初の頭のところで、以下の文章の概要がわかるよう頭出しでというご趣旨だと思います。

次のII. 公共建築工事における発注者の役割について、何かご意見、ご質問等ございま

すでしょうか。

【委員】 3ページの29行目Ⅱ.の1.(2)のところからですが、「発注者の発注業務を担当する発注部局と建築物を所管する事業部局とが異なる場合が多い」というところを読みますと、発注部局と事業部局は、発注者に含まれるというふうに読めますが、その認識でよろしいでしょうか。

【国土交通省】 実際、含まれる場合がありますが、この下の38行目の注釈において、事業部局は発注者とは別人格として整理するとしています。

【国土交通省】 ご質問の趣旨は、頭の「発注者の」は、発注者の発注部局と、発注者の事業部局というように、発注部局と事業部局の両方にかかっているのか、ということでしょうか。

【委員】 そういうふうに取り取れます。

もしもそうであるならば、発注部局と事業部局を別人格として扱うというのはよくわかりますが、以降の文章で、発注部局という言葉がほとんどなくて、「発注者」という表現は、発注者と事業部局が別人格であるような書きぶりに読めます。言葉だけの問題ですが、そこを、「発注部局」と書くべきなのかどうかというのを、少し整理した方が良いと思います。

【部会長】 それは、私も同感で、例えば5ページの16行目と17行目に「発注者が」と出てきます。14行目には「事業部局」と出てきます。16行目、17行目の「発注者」という表現は発注部局のことだと思います。「技術的な助言を必要に応じて行う」と記載され、事業部局と十分に連携すると記載されているのですから発注部局のことだと思います。

そうだとすると、3ページの29行目の「発注者」には、発注部局と事業部局があるという部分がありますが、「以下、発注部局を発注者と言う」などの定義を示した方がよいと思います。

【委員】 将来の維持管理コストが昨今課題になっていますが、発注者としてそれを、どの段階で調整すべきなのか、考えるべきなのかということに、ここまできれいに整理していただいたので気づきました。

例えば、3ページの(2)の34行目から35行目ですか、「品質、工期、コストが適切なものとなるように」のコストは、多分、建設コストのことですね。このときに維持管理のことは、発注部局と事業部局が別人格として条件を詰めるところで、いろいろなことが決まると思います。この部分は、維持管理のコストというよりは、面積が大き過ぎないかといった発想が中心ですね。そういう視点は、前面に出す必要はないですけども、

維持管理のコストはこういうところにも入れておいた方がよいと思います。このまま計画とおりにいい物をつくればいいというだけではなく、少しネガティブにブレーキをかけるのはこの機会だと思います。まず、面積的なことなどを、ほんとうに適切か検討する機会はこちらだと思います。

一方で、維持管理費が適切になるということについて、例えば5ページの注の中の23行目や7ページの7行目のところに「メンテナンス性にも考慮したもの」というところにももう少し表現できないかと思います。メンテナンス性というと、単に維持管理がきちんとできる、つまり部品が交換できるとか掃除ができるということにとどまると思いますけれども、適切なコストで維持管理ができるというようなことが入ると、その下の段階で発注条件の中に組み込めるとしますので、検討していただければと思います。

【部会長】 今の〇〇先生のご質問で思いましたが、3ページの35行目のコストにはメンテナンスのコストは入っていないということでしょうか。私は入っていると思い読んでいましたけれども。

【国土交通省】 1つの建物を整備してそれがあり続けるということを考えていましたので表現しきれないかもしれません。整備された後のことも考えるのは当然なので、読めるように検討します。

【部会長】 メンテのことも全部含めてコストを考えるというのは、もう最近では当たり前のことになっているような気がするのですが、はっきりするようにしておいた方がよいと思います。

【国土交通省】 ご趣旨はよくわかりました。

【部会長】 5ページの18行目の「技術的な助言」の注書きのところ、23行目の「メンテナンス性を考慮すること」と、それから「品質、工期、コストが適切なものとなるように調整すること」というのが、発注部局の技術的な助言になるのですか。

発注部局がメンテナンス性を考慮する、品質、工期、コストが適切になるように助言とはどういう趣旨でしょうか。例えば、事業の実施の優先順位や緊急性を評価するというのはよくわかりますが、実際に計画立案や予算措置を事業部局が行うと書いてあって、そこへ品質、工期、コストが適切なものとなるように調整するとは、どういうふうに技術的な助言をしていくかというイメージがわかりません。

【国土交通省】 例えば、工期と予算措置の検討のときに、予算に関しては、工期が何年かかるかといったところで工期と絡みますので、発注の手続き期間も含めてこの事業は

何年かかるというところをきちんと事業部局に計画していただけるようにしなければならない。そういうようなところは、発注部局でないとわからない部分もございますので、例えばそういうことを想定したものでございます。

【部会長】 発注部局と事業部局の違いがあまり理解できていないのかもしれないのですが、事業部局というのは、こういうことを考慮して計画しないあるいはできないのでしょうか。

【国土交通省】 例えば、事業部局がこの規模の建物を今年中に整備したいということで予算を組んだ場合、そのとおりに整備して下さいという条件で、委任を受けることになります。でも現実的には間に合わない可能性が高い場合があります。しかし、もう決まったことだから間に合わせるようにということになるおそれがある、そこでできる、できないという話がお互いの中で起こってしまいます。

ですから、本来、事業部局が予算措置をする段階で適正な工期、コストを定めてもらわないといけません。また、品質についても、国民から求められる過不足のないものにしてもらう必要もあります。

【部会長】 わかりました。事業部局が公共建築工事の計画立案と書いてあったので、何か具体的な計画をたてるというふうに読んだのですけれども。だとするとこれは、「企画立案」の方がよいと思います。「企画」あるいはより適切な言葉をご検討いただくとよいと思います。

【委員】 3ページ18行目の「国民に対する説明責任」に関しまして、前回の骨子では「関係者や第三者に対する」説明責任となっていたと思いますが、この「国民に対する説明責任」というのは、8ページでさらに具体化されていますものの、何を想定しているのかよくわからないところがございました。

普通に考えますと、情報公開や公文書管理といったことが考えられますけれども、おそらくそういうことではないだろうと思いますが、何か具体的なものがあればお教えいただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、用語の問題につきまして、4ページ1行目に「発注部局と事業部局とを別人格として整理する」と、「人格」という言葉が使われておりますが、法人と機関との関係としますと、これは「機関」ではないかと思いました。

関連しまして、9ページ9行目に「都道府県、市町村の様々な機関」とありますが、ここは行政主体を念頭に置いているのか、それとも都道府県知事など、機関を念頭に置いて

いるのか、そうした点はもう少し明確にした方がよいとも思います。

3点目は、5ページでこれまでのところを3つに再整理をしてというふうにまとめておりますけれども、(1)、(2)、(3)に続けて、8ページ33行目の(4)で品確法となっております、わかりにくいように感じました。

ここの部分は、(2)のところがほぼ中心になっていて、(1)、(3)、(4)は内容が少なく、バランス的にも気になりました。(2)は、おそらくプロセスというか時間軸に沿った整理になっていると思いますが、(1)もそのプロセスの前段階であり、(1)、(2)はプロセス、時間軸に沿った整理となっています。それに対して(3)と(4)は、より横断的な説明責任や品確法の履行などというところだと思いますが、こうしたまとめ方が、少ししっかりこななかったというところがございます。

【部会長】 説明責任の具体的なイメージを事務局の方で。

【国土交通省】 例えば、設計者選定で、技術提案などを求める選定方式を取り入れておりまして、その評価などを公表するようにしております。例えば、発注に関することであれば、このようなことを想定しております。

品確法や適正化指針でも、そういうことがうたわれております。具体的な内容については解説の方で記載していきたいと考えているところでございます。

【委員】 特に契約の相手方の選定などは、その契約の中で当然に、理由を付するという手続きになっているかと思っておりますけれども、それよりも少し幅広く説明責任の概念を捉えているということでしょうか。

【国土交通省】 契約の相手方の選定理由だけでなく全体の話も、含まれ得ると考えています。

【部会長】 今のご指摘で思いましたが、8ページの(4)というのはそもそも(3)とかぶっているということではないでしょうか。透明性、公平性ある発注をすれば、契約の相手方の選定理由も含めて情報提供できていますよね。国民に情報提供しているし説明できていますよね。それ以上に説明責任を負っているわけではないということではないでしょうか。

今ご指摘をいただいた説明責任と言われるとかなり重く感じられ、あらゆることを説明すべきといったことを意味する語感になるような気がします。(3)で十分ではないかと思っておりますけれども。

透明性、公平性ある発注をするということは、透明であるのだから見えているというこ

となので、もうそれで説明責任を果たしている部分もあると思います。(3)のほかにさらに(4)を書くと、それよりプラスアルファと読むので踏み込みすぎとも感じられます。事務局で検討をお願いします。

【国土交通省】 わかりました。

【部会長】 それでは、続いて9ページのⅢ. でいかがでしょうか。

1点だけ、私の方から。9ページの22行目から23行目にかけて。「発注者支援を受ければ対応できるにもかかわらず、それをしない」というのは厳しい言い方なので、「発注者支援を受けないために対話が十分に行われていない」くらいの表現の方がよいと思います。

【国土交通省】 はい。

【国土交通省】 先ほど〇〇先生からいただきました9ページの9行目の機関の意味でございますけれども、これは部局といった意味も含めてという考えではございましたが、表現をそういう部局といった意味も読めるような形にした方がよろしいということでしょうか。

【委員】 そのようなことであればそれでよろしいですけれども、そうしますと9ページ36行目にある「それぞれの機関の事業部局」、これはやはり行政主体の機関でしょうか。

【国土交通省】 大きい組織にはそれぞれの部局の中に、発注する部局と事業担当する部局がある場合もあります。

【委員】 特に、都道府県市町村という行政主体よりは、内部の部局の中でのという意味でしょうか。

【国土交通省】 というケースもありますが、多くの場合は機関というと、例えば何々市ですとかに直接に事業部局と発注部局とある場合もありますけれども、大きな組織の場合には、いろいろな局があり、それぞれの中に事業部局、発注部局がある場合もあると思います。

【国土交通省】 先生のご指摘は、何々市といった行政主体だけを指すときは行政機関と言った方がわかりやすいということでしょうか。

【委員】 法人と機関は違うという趣旨です。

都道府県市町村は行政主体で、行政主体か行政機関かは、やはり正確に書く必要があるのではないかということです。

【国土交通省】 今回は行政ということでやっておりますので、全て行政の機関のことでございます。その場合は行政機関という言葉の方がよろしいということでしょうか。

【部会長】 行政主体の方がよいという趣旨ではないでしょうか。

【国土交通省】 立法や司法もあるので、行政だけに限ることはできないところがございます。

【部会長】 事務局で、検討してください。非常にありがたい字句に関するご指摘ですので。

【国土交通省】 わかりました。

【部会長】 11ページのIV. についていかがでしょうか。もしなければ、それではV. おわりにというところではいかがでしょうか。

【委員】 IV. 12ページの2) 11 - 12行目「発注者への支援を行うと考えられる外部機関」という表現ですが、国・都道府県・市町村内の多様な部局、多種の民間団体等が存在することが想定されますが、これがどの組織を指すのか、誰でも読めば理解できるでしょうか。

【国土交通省】 例えば、前回の部会の参考資料でお示したように、建築士事務所であるとか、国や各県には、例えば、住宅供給公社や建設技術センターといった外郭団体や法人などがございますので、そういったところを想定しております。

【部会長】 要は一般にわかるか、イメージできるかということですが、事務局の方で、検討していただけますか。

【委員】 国や市町村、それから都市部や地方で違うということですよ。

県には外部団体があるけれども、市町村レベルでは外郭団体がないことも多いから設計事務所に頼むといったことを含めているということでしょうけれども、そのせいでわからなくなっているという面もあるということではないでしょうか。

【国土交通省】 具体的に示すと限定するような表現となってしまいます。ほかにも潜在的にあるかもしれませんし、もしかすると将来新しくできるかもしれないということも含めて考えます。

【部会長】 V. の方は、いかがですか。

V. の方で、もしないようでしたら、私の方から1点だけ。12行目あたりに、一番最初の「はじめに」に入っていた先導的役割ということに着目して、やはり国土交通省には、発注者としての先導的役割が期待されているということ認識し、自らが適切に発注者の役割を果たしていくということ、それから、それと同時に、必要な取り組みを率先的に実施していくということが求められるのではないかと。さらに、公共建築工事を適切に発注、

実施していくために、設計者・施工者等との技術的な事項に関する対応を適切に進めることも求められるというような、発注者としての役割、それも先導的役割がある。それを認識しながらいろいろな役割を果たして率先的に実施していく。さらに、具体的に公共工事を適切に行うために設計者・施工者との技術的な対話を適切に進めるといったことを、まとめとしてできたら入れたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、文言に関しましては事務局と調整ということで、趣旨としては、今言ったようなことを入れさせていただければありがたいと思います。

ほか、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。それでは、全体を通して何かありましたらお願いします。

ないようでしたら、最後に今後のスケジュールについて、事務局の方からご説明をお願いします。

【国土交通省】 資料3をお願いいたします。

今回の12月に、このテーマの最後の部会を開催いたしまして、答申のとりまとめについてご審議をお願いしたいと考えております。年末ご多忙の時期に大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

【部会長】 ありがとうございます。全体を通して、最後に何かご質問、ご意見等がありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題、全て終了しました。進行を事務局の方にお返しします。

【国土交通省】 ご熱心なご議論をありがとうございました。閉会に当たりまして、〇〇から一言お礼のご挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 本日は、熱心なご審議を頂戴しまして、本当にありがとうございました。私どもでも、まだまだ気づき切れていなかった有益なご指摘もいただきましたし、それを踏まえてさらにいいものにしていきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

【国土交通省】 では、本諮問に係る審議につきましては、次回、最終回になりますが、12月中旬を目途を予定しております。また詳細につきましては改めて事務局からご連絡申し上げます。

あと、前回同様事務的なご連絡ですが、本日の資料は、置いておいていただければ別途

ご郵送いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第22回官公庁施設部会を終了いたします。

ありがとうございました。

— 了 —